

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年9月13日
発信課	財政課
担当者	土岐, 小澤
連絡先	電 話 0166-25-5672
	FAX 0166-23-8217
	E-mail zaisei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	その他
日 程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症に関する追加対策について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策に新たな対策を追加することとしました。</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>
添付資料	有 令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策(その4)
報道(取材)に 当たっての願 い	
備 考	

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策（その4）

北海道 8/27～9/12 → 9/30まで延長 「緊急事態宣言」の実施区域
 旭川市 8/27～9/12 → 9/30まで延長 「北海道における緊急事態措置」の「特定措置区域」に指定

旭川市の現状 ●新規感染者数の急増 ●市中感染の増加 ●デルタ株の増加 ●若年層の感染拡大
 ●北海道から飲食店等へ休業又は営業時間短縮等の要請

休業又は営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等への支援金を追加

	<追加前>	<追加分>	<追加後>
補正予算規模	41.2億円（一般 2.1億円）	+ 22.5億円（一般 0.0億円）	→ 63.7億円（一般 2.1億円）
うち地方創生臨時交付金対象	2.7億円（一般 0.0億円）	+ 0.0億円（一般 0.0億円）	→ 2.7億円（一般 0.0億円）
同（協力要請推進枠）	23.1億円（一般 0.0億円）	+ 18.1億円（一般 0.0億円）	→ 41.2億円（一般 0.0億円）

<経済対策（事業者）>

補正額 22億5千万円（一般 0千万円） [地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）交 18億1千万円]

国の緊急事態宣言により、北海道が飲食店等へ休業又は営業時間短縮等を要請

◎要請内容

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）
- ・上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）等は営業時間短縮要請（営業時間は5時から20時まで）
- ・感染防止対策の実施，業種別ガイドラインの遵守

◎要請期間 8月27日～9月12日 ⇒ 9月30日まで延長

(1) 交道 飲食店等への休業又は営業時間短縮等の要請に伴う支援金の支給 【補正額】 22億5千万円（一般 0千万円）

* 支援金の対象店舗 休業又は営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等

* 支援金の額

中小企業・個人事業者 1店舗1日当たり売上高に応じて 4万円～10万円

大企業 1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて 最大 20万円